

## 栃木県作業療法士会教育部「事例検討報告会」実施要項

### 【参加申込資格】

日本作業療法士協会及び栃木県士会の会員であること。（※会費未納者については、受講を認めない。）

### 【対象者】

1. 栃木県作業療法士会では、現職者共通研修「8. 事例報告と事例研究」、「9. 事例検討」、「10. 事例報告」の順番で履修することを推奨しております。
2. 現職者共通研修の履修対象者以外の聴講参加は、基礎研修2ポイント対象とならない。

### 【事例検討報告会における到達目標】

9. 事例検討	10. 事例報告
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 作業療法における事例検討の重要性を理解する</li><li>2. 事例検討に参加する<ol style="list-style-type: none"><li>1) 事例報告の様式を知る</li><li>2) 事例報告を視聴し、その内容を共有する</li><li>3) 作業療法の展開が、クライアントの作業および生活を焦点としていることを理解する</li><li>4) 質疑応答の仕方を知る</li><li>5) 事例検討について、倫理的配慮を知る</li></ol></li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 作業療法における事例報告の重要性を理解する</li><li>2. 実際に事例検討会等で事例を報告する<ol style="list-style-type: none"><li>1) 事例報告の過程を理解し、発表する</li><li>2) 事例報告を実施するに当たり、まとめ方、資料作成、発表の仕方を学ぶ</li><li>3) 事例報告において、倫理的配慮に基づき発表する</li></ol></li><li>3. 質疑応答の仕方を学ぶ</li></ol>

※（社）日本作業療法士協会教育部『[現職者共通研修・現職者選択研修 研修シラバス・運用マニュアル 第5.0版 \(jaot.or.jp\)](#)』より

### 【開催日、申込について】

事例応募及び受講希望者は、該当年度の「[教育部 事例検討報告会開催案内](#)」を確認し申込を行う。

※「9. 事例検討」履修希望の方は、共通研修の広報資料を確認し事前に申込をお願いいたします。

※ 事例の受付は基本的に応募順ですが、演題数を超えた場合は次回の事例検討報告会での受付となります。

### 【申込・問い合わせ先】

当県士会 HP で確認のこと

### 【発表までの流れ】

1. 「10. 事例報告」の申込をメールで行う。担当者から申込受諾の返事を受ける。  
※連絡をした後、一週間以内に返事が無い場合は、申込先に電話で確認する。
2. 発表者は事例報告書(事例報告書作成の手引きを参照)A4-2枚を作成し、担当者に提出する。
3. 提出された事例報告書(A4-2枚)を、複数の査読者(3名)が査読を行う。
4. 査読した結果(「発表可」「修正後再度確認が必要」)を担当者より発表者に戻す。  
※修正の必要がある場合はコメント添付で戻す。
5. 修正が必要な場合は修正を施し、事例報告書は期日までに担当者に提出する。

### 【発表(事例報告)形式】

すべて口述発表(発表7分、質疑応答8分)。

原則として、PowerPointにて発表する。PowerPointは15枚以内とする。

なお、発表の際使用するPowerPointのデータは提出期限までに担当者に提出を済ませておく。

### 【査読者・座長について】

日本作業療法士協会・県士会会員であって、生涯教育制度基礎コースを修了し、5年以上の臨床・教育経験を有している者が行う。

### 【注意事項】

発表及び抄録の提出については、対象者(症例)の同意を得ているものとする。

報告会当日までの日程については、事例検討報告会募集案内へ記載する。